

村民のみなさまへ

大潟村役場からのお知らせ

令和3年2月8日

” 公共施設の利用を変更します”

国では10都府県に対する緊急事態宣言を延長しましたが、秋田中央保健所管内での感染状況から、村では、公共施設の利用を次のとおりとします。

ただし、利用に際しては、感染対策を徹底してください。

また、緊急事態宣言が延長された地域との往来は、仕事や試験、冠婚葬祭など真にやむを得ない場合を除き避けていただき、その他の地域との往来についても、状況に注意し慎重に判断してください。

ご不便をおかけしますが、引き続きご協力をお願いいたします。

期 間：2月8日（月）～3月7日（日）

対象施設：ふれあい健康館・村民センター
公民館・体育館

利用内容：利用者は県民まで

利用時間は午後9時まで

※村内飲食店等については、午後9時までの時短営業
をお願いしています。

◆ 感染防止対策 ◆

会議やイベント、事業などを行う際は、次の感染防止対策を徹底することを前提として、実施について判断してください。

- 1) 食事や運動中以外は、マスクを着用します。
- 2) 消毒液を必要な箇所に準備し、手指消毒を徹底します。
- 3) 検温を実施して記録に残し、37.5度以上の方や体調不良の方の利用を遠慮していただきます。
- 4) 状況に合わせてこまめに換気します。
- 5) ソーシャルディスタンス（1m以上）を確保します。
- 6) 長時間の利用を避け、2時間以内とします。

裏面もご覧ください。

*** 5つの場面は要注意 ***

声が大きくなったり、マスクをしないことによる飛沫感染、共用の部屋や物の使用による接触感染により、次の「5つの場面」では、感染リスクが高まりますので、特にご注意願います。

1. 飲酒を伴う懇親会等
2. 大人数や長時間に及ぶ飲食
3. マスクなしでの会話
4. 狭い空間での共同生活
5. 居場所の切り替わり（休憩室・喫煙所・更衣室など）

*** 発熱などの症状がでたら ***

- 1) 「かかりつけ医」に必ず電話で相談してください。「かかりつけ医」がいない時は、「あきた新型コロナ受診相談センター」に電話してください。
- 2) 症状に応じて、診療・検査が可能な医療機関が紹介されます。
- 3) 医療機関に電話で連絡して、指示に従って診療・検査を受けてください。

◆あきた新型コロナ受診相談センター（毎日受付）

24時間受付：018-866-7050

8時～17時：018-895-9176

0570-011-567

*** 感染者への誹謗・中傷は絶対にやめましょう ***

日頃から感染対策を万全にしても感染してしまう可能性があり、村でも誰が感染してもおかしくない状況です。村内、村外にかかわらず、感染者やその家族などを誹謗・中傷することは絶対にやめましょう。

また、県や保健所への感染者に関するお問い合わせも行わないように、お願いいたします。

*** ご協力をお願いします ***

今後、国・県の感染状況などによって、ご協力いただく内容が変わりますので、村の提供する情報にご留意ください。

お問い合わせは

【大潟村新型コロナウイルス感染症対策本部】

住民生活課	TEL. 45-2114
大潟村診療所	TEL. 45-2333
大潟村保健センター	TEL. 45-2613